

東京後援会会則

第一条（目的）

本会は、東関部屋の発展と力士の育成を支援し、会員の相互親睦を深めることを目的とします。

第二条（名称及び所在地）

本会の名称は、東関部屋東京後援会と称し、その事務局を東京都の東関部屋内に設置することとします。

第三条（組織と運営）

- 一. 本会の会員は、会則に賛同する個人会員と法人会員で組織します
- 二. 本会の運営は、会費、寄付金をもとに運営します
- 三. 本会は、他地域に設置されている東関部屋各後援会と連携し相互発展に努めるものとします

第四条（入会金・会費）

- 一. 本会の入会金は、個人会員5,000円、法人会員20,000円とします
- 二. 本会の年会費は、個人会員一口12,000円、法人会員一口30,000円とし、複数口の申込を可能とします
- 二. 本会の入会は随時可能とし、会員は入会初年度は入会月から決算月までの月割りの年会費を支払うものとします

第五条（事業）

本会は東関部屋支援のため東関親方承認のもと次の事業を行い、会員はそれに参加する資格を有します。

- 一. 会員特典の作成、配布
- 二. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等の開催
- 三. オリジナルグッズの作成、販売
- 四. 成績優秀力士への表彰
- 五. その他、東関部屋発展のため必要と認められた各種活動

第六条（会員特典）

- 一. 年六場所の番付送付、大相撲カレンダーの送付（年一回）
- 三. 東京での千秋楽打ち上げ、各種パーティー等のご案内の送付（実費参加）
- 四. 入会時部屋オリジナル反物と更新時の記念品贈呈
- 五. 会報の送付

第七条（会員資格）

本会則に同意した個人または法人で、反社会的勢力及びその関係者でない方、また第八条に基づく退会処分を受けていない方

第八条（禁止事項）

会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、本会の判断にて退会させることができます。

- 一. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 二. 本会の会則に違反し、本会の名誉、信用を著しく傷つけた場合
- 三. 営業活動や宗教活動を目的とした活動を行った場合
- 四. 他の会員または東関部屋関係者の著作権や肖像権、プライバシー等を侵害した場合
- 五. その他本会が不適切と判断する行為があった場合

第九条（退会）

- 一. 入会より一年後の更新案内の際に、入金がない場合は退会とみなします
- 二. 退会による既納の年会費の返還はしないものとします

第十条（会計）

- 一. 本会の会計は毎年4月1日から翌年3月31日までとします
- 二. 本会によって集められた会費及び寄付金は、本会運営や各種経費、東関部屋の運営維持に必要な経費に充てるものとし、会計は本会則のもと、会計責任者が監督運営するものとします

第十一条（その他）

- 一. 本会会員は、東関部屋の今後更なる発展のため、新弟子発掘にご協力をお願いいたします
- 二. 会則の変更、改訂に際しては東関親方の承認を得るものとします